

## 道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課，南区役所建設課及び新潟市西蒲区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 2 9 日

新潟市長 篠 田 昭

| 道路の種類 | 路線名     | 区 間  | 供用開始年月日            |
|-------|---------|--|--------------------|
| 県道    | 長岡栃尾巻線  | 新潟市南区清水字清水二番 8572 番 1 地先から<br>新潟市西蒲区門田 25 番 1 地先まで | 平成 2 1 年 3 月 2 9 日 |
| 県道    | 新津茨曾根燕線 | 新潟市西蒲区高野宮 3219 番 2 地先から<br>新潟市西蒲区六分 797 番 4 地先まで   | 平成 2 1 年 3 月 2 9 日 |